

訪問栄養食事指導の種類と基本的事項

【訪問栄養食事指導の種類】

(平成 28 年 4 月現在)

要介護認定	あり		なし	
適用保険	介護保険 居宅療養管理指導		医療保険 在宅患者訪問栄養食事指導	
算定額	在宅療養者 533 単位 (1 単位=10 円)	居住系施設入居者 452 単位 (1 単位=10 円)	在宅療養者 530 点 (1 点=10 円)	居住系施設入所者 450 点 (1 点=10 円)
実施機関	居宅療養管理指導事業所		医療機関	
管理栄養士の所属等	居宅療養管理指導事業所に所属する常勤または非常勤		主治医と同一の医療機関に所属する常勤または非常勤	
医師の指示事項	栄養ケア計画に基づいた指示		熱量・熱量構成、蛋白質、脂質その他の栄養素の量、病態に応じた食事の形態等に係る情報のうち医師が必要と認めるものに関する具体的な指示	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連職種と共同で栄養ケア計画を作成し、交付 ・ 栄養管理に係る情報提供及び指導または助言を 30 分以上行う ・ 栄養ケア・マネジメントの手順に沿って栄養状態のモニタリングと定期的評価、計画の見直しを行う 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品構成に基づく食事計画案または具体的な献立を示した食事指導せんを交付 ・ 食事指導せんに基づき、食事の用意や摂取等に関する具体的な指導を 30 分以上行う 	
対象	通院または通所が困難な利用で、医師が、厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合または当該利用者が低栄養状態にあると医師が判断した場合に該当となる 指導対象は患者または家族など		通院が困難な患者であって、別に医師が定める特別食を提供する必要性を認めた場合 指導対象は患者または家族など	
対象食	腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、心臓疾患などに対する減塩食、特別な場合の検査食、十二指腸潰瘍に対する潰瘍食、クローン病および潰瘍性大腸炎による腸管機能の低下に対する低残渣食、高度肥満症(肥満度が 40%以上または BMI が 30 以上)、高血圧に関する減塩食(食塩 6g 以下)		フェニールケトン尿症食、楓糖尿食、ホモシチン尿食、ガラクトース血症食、治療乳、無菌食 がん、摂食・嚥下機能低下、低栄養	
給付限度	月 2 回			

【基本的事項】

依頼経路	主治医が療養者の栄養ケアの必要性を判断し、療養者本人や家族の同意を得たうえで、管理栄養士に依頼がくる。
対象者	この医療機関をかかりつけとする療養者が対象となる。
報酬	医療保険、介護保険のいずれかで実施しても訪問栄養食事指導の費用が算定できる。訪問栄養食事指導の費用は、契約した医療機関の実績として給付請求し、請求した医療機関に報酬が支払われる。管理栄養士に対しては、雇用時の契約内容に基づいて、医療機関から報酬が支払われる。

(注意事項)

- ① 医療機関に所属しない管理栄養士が訪問栄養食事指導をすることは認められていない。
- ② 医療機関と管理栄養士との契約をはじめ、事前に給付請求業務などの事務処理体制の整備が必要となる。
- ③ 医療機関の報酬については、医療保険、介護保険に定める算定額のみで、指示書作成については、自院のため情報提供料としての請求行為はできない。